

## 参考資料

### 1 「美しい県土づくりガイドライン」の概要

県、各市町村、県民、事業者、NPOがそれぞれの立場で景観づくりを行っていく上で、基本となる考え方を共有し、県土を峡北、峡中、峡東、峡南、東部、富士五湖の6地域に区分し、これらの個性や特性に応じた景観づくりの取り組みを推進するための手引書として作成したものです。

#### (1) ガイドラインの景観形成の基本的な考え方

##### ・保全・継承（守る）

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、県民共有の財産であり、大切に守り育て、後世に継承していかなければなりません。

##### ・創造（創る）

沿道の街並みや住まいの周辺においては、人間性豊かで魅力ある景観の創造を目指すものです。

##### ・育成（育む）

近年、地域の活力や景観意識の低下により、美しい郷土の景観の乱れが目につくようになりました。今こそ、私たちの郷土の景観を見つめる感性を育成しなければなりません。

#### (2) 地域別の景観形成方針

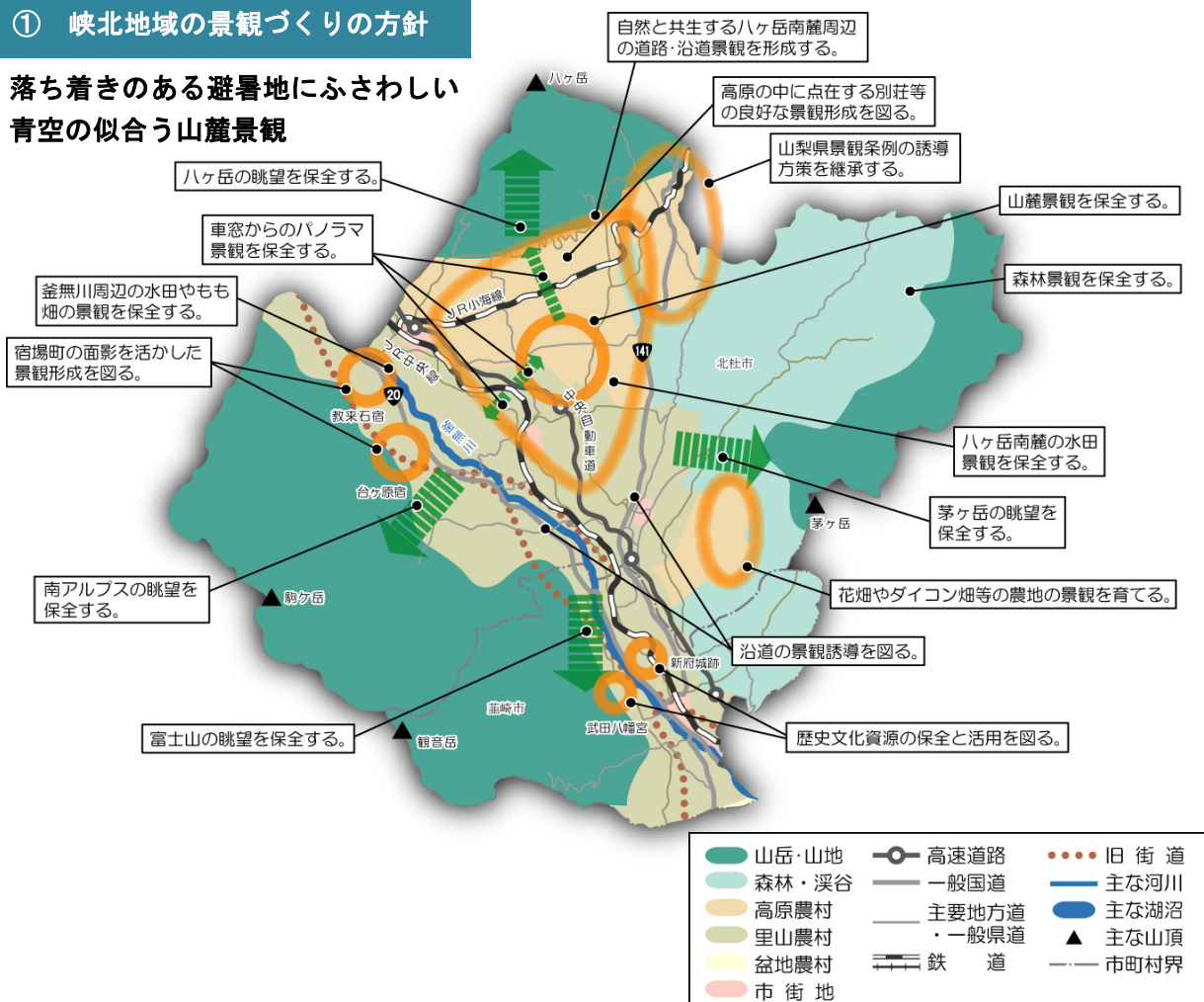
市町村間で調和のとれた広域的な観点に配慮した景観形成を進めるために、市町村を越えた広域的景観形成の視点から景観形成方針を定めています。

このとき、県土をひとくくりにするのではなく、地域に暮らし活動する県民からみた“身近な地域性”を踏まえ、6つの地域に区分し、各地域の景観形成方針を示します。



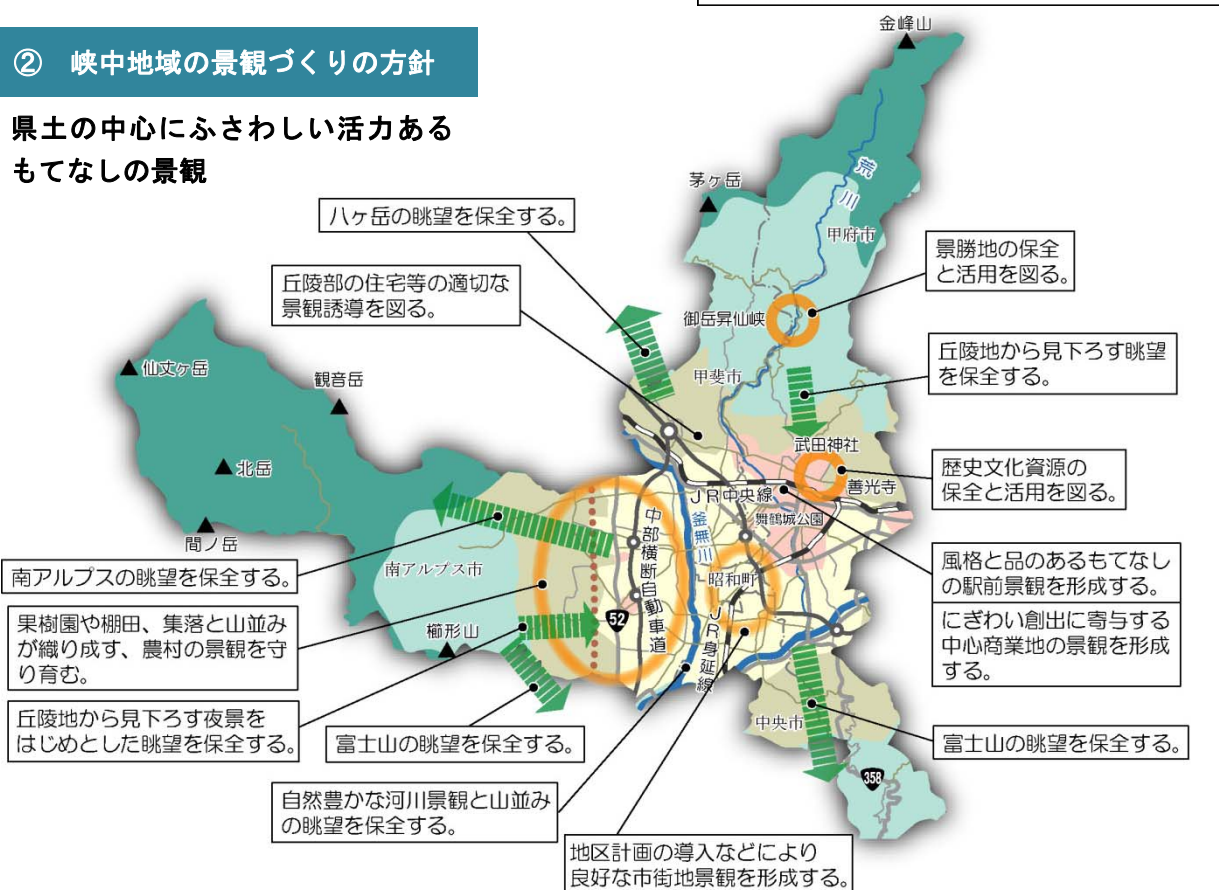
### ① 峡北地域の景観づくりの方針

落ち着いた避暑地にふさわしい  
青空の似合う山麓景観



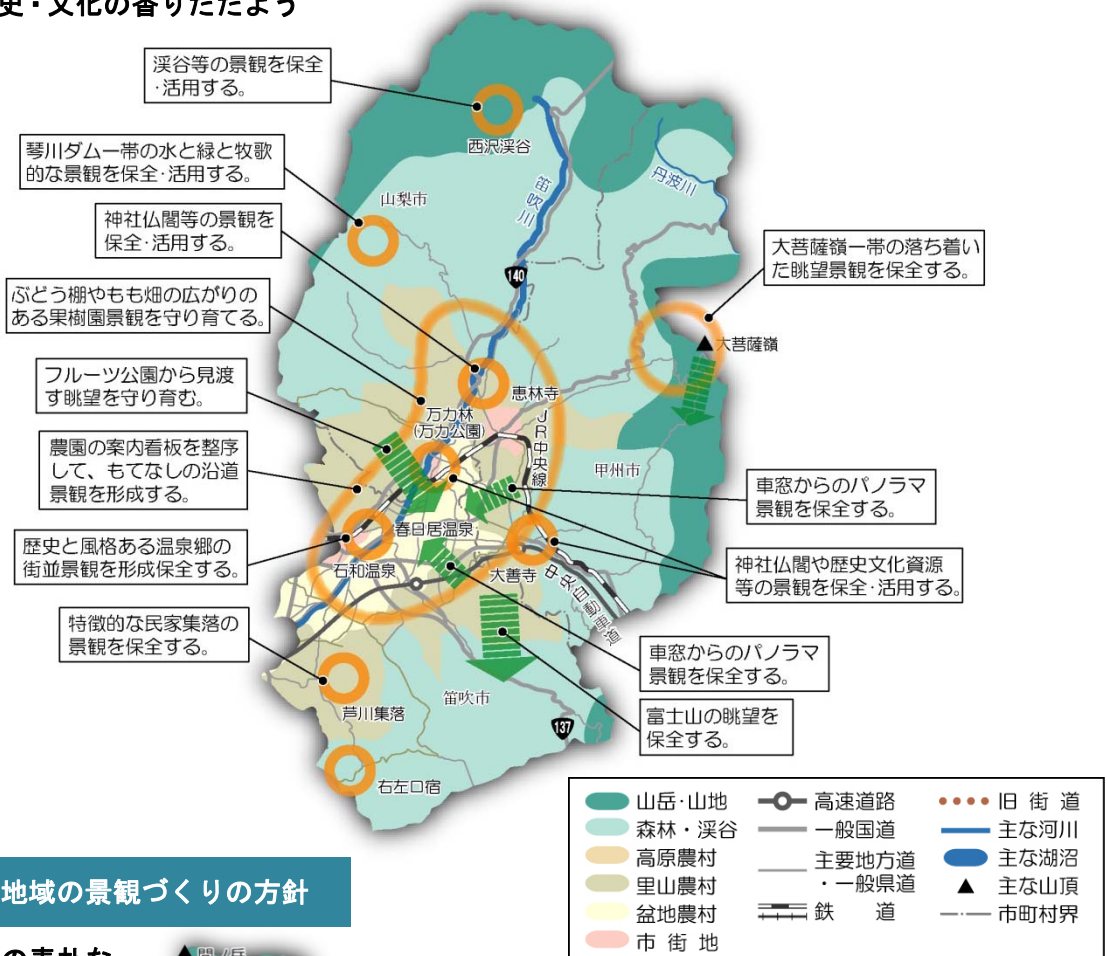
### ② 峡中地域の景観づくりの方針

県土の中心にふさわしい活力ある  
もてなしの景観



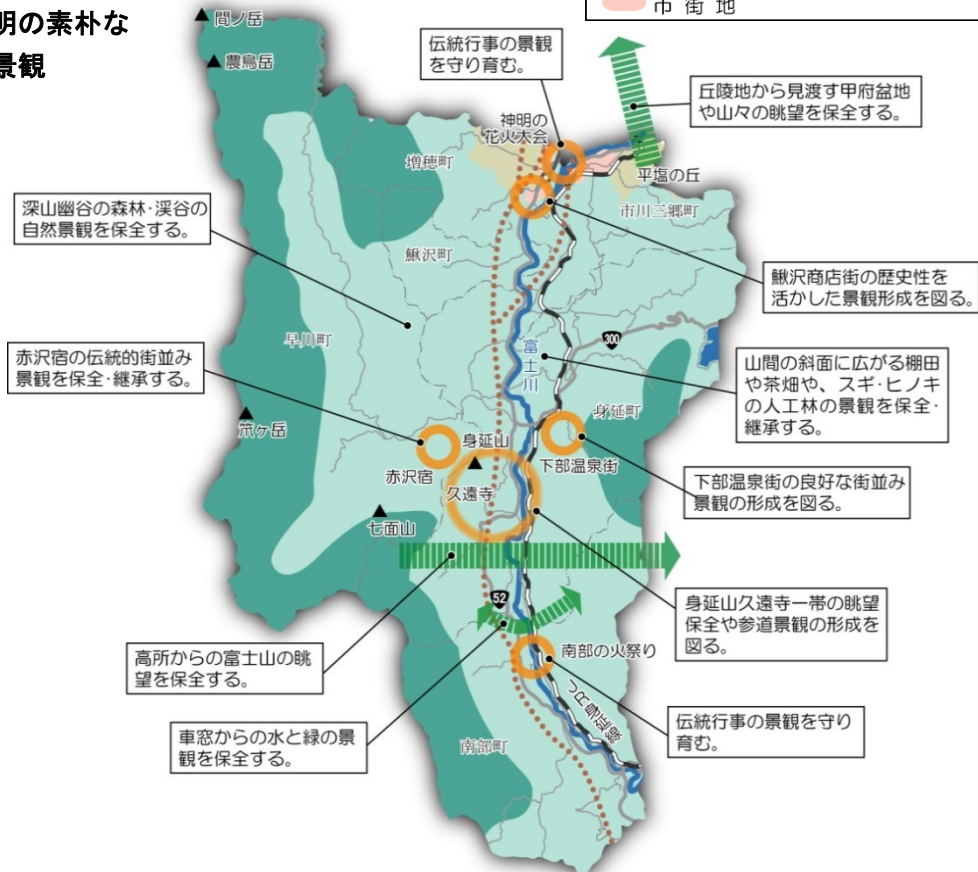
### ③ 峡東地域の景観づくりの方針

#### 果実と歴史・文化の香りたどよう 丘の景観



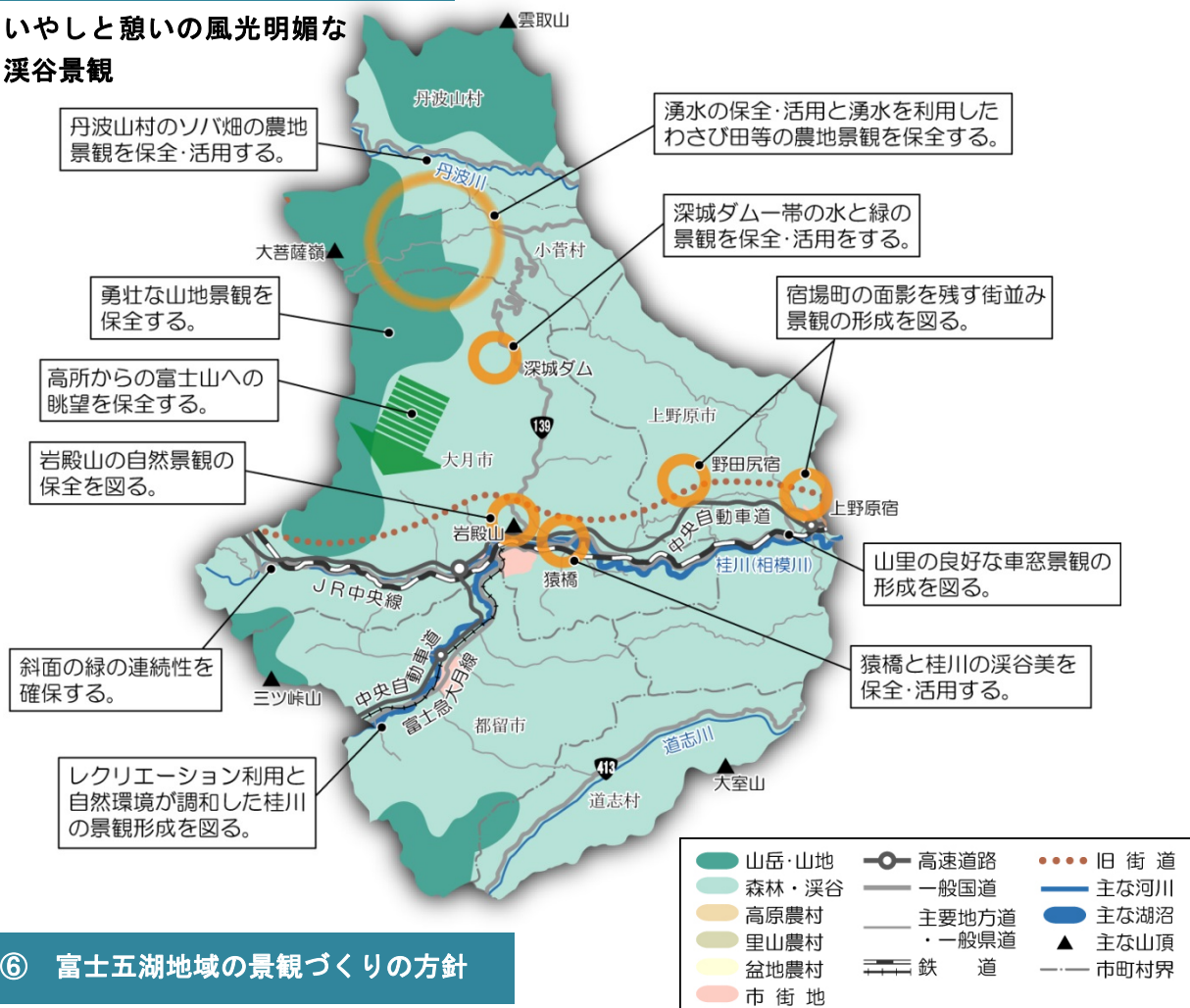
### ④ 峡南地域の景観づくりの方針

#### 山紫水明の素朴な 山里の景観



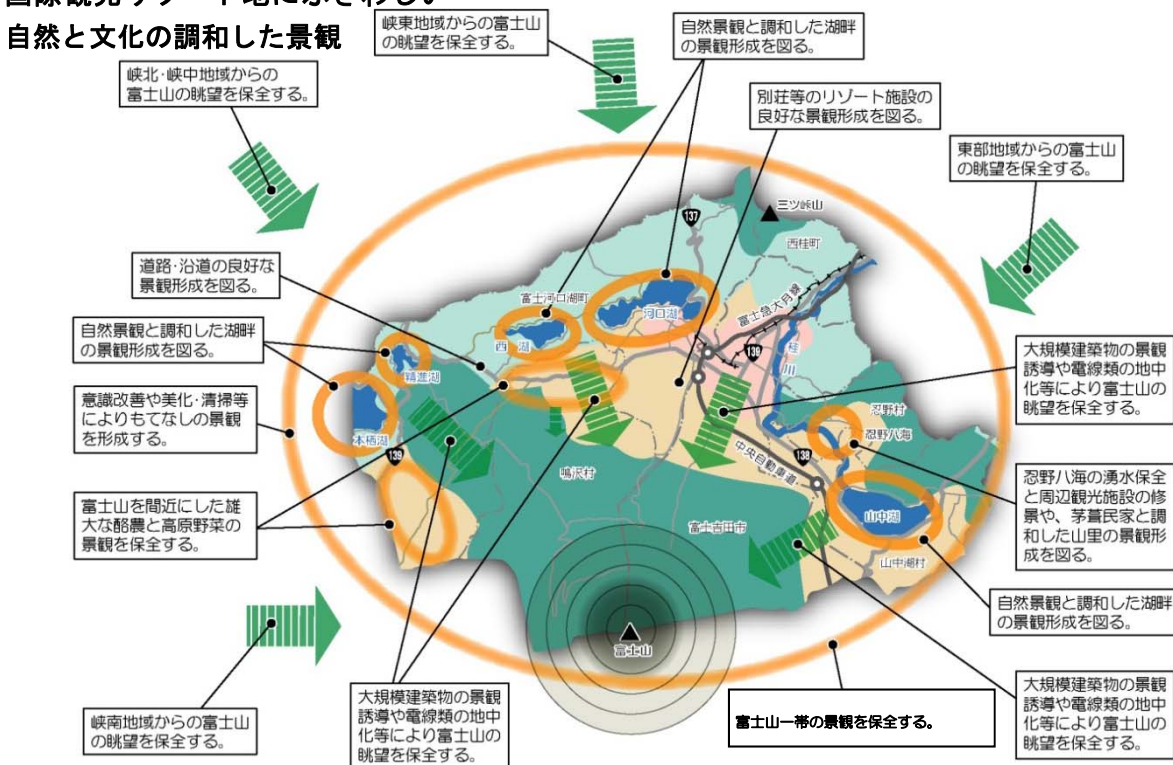
### ⑤ 東部地域の景観づくりの方針

#### いやしと憩いの風光明媚な 渓谷景観



### ⑥ 富士五湖地域の景観づくりの方針

#### 国際観光リゾート地にふさわしい 自然と文化の調和した景観



## 2 「山梨の大観」の概要

山梨の風土の基盤を形成している大地形がつくる骨格的な風景に着目し、一目見て山梨県であることが分かるような風景の生かし方について解説したものです。

### (1) 山梨の大観とは

山梨の県土の広範囲を一望のもとに捉えることができるなど、県土の特性を示し、一目見て山梨県であることが分る景観です。

「山梨の大観」は、山梨の地形、河川の特徴の上に成立するものであり、私たち県民の生活、産業など、日々の営みの基盤をなしています。

つまり、「山梨の大観」は、私たち県民にとってかけがえのないものといえます。

≪「山梨の大観」の典型例≫

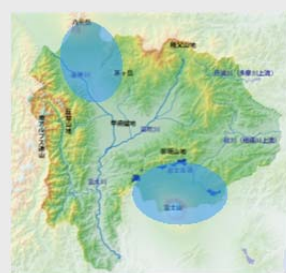
#### 1 甲府盆地における大観

・甲府盆地を囲む丘陵、山地から、眼下に甲府盆地に広がる果樹地や市街地、遠方に盆地を囲む山並みを望む雄大な眺望景観です。



#### 2 富士北麓、八ヶ岳山麓における大観

・富士北麓から富士山を望む眺望景観など、山体上部と広がる裾野を一体的に眺めることができる雄大な眺望景観です。



#### 3 河川沿川における大観

・富士川や桂川等の河川により形成されたV字状の谷や河岸段丘、と河川両岸に山地が迫る峡谷の景観です。



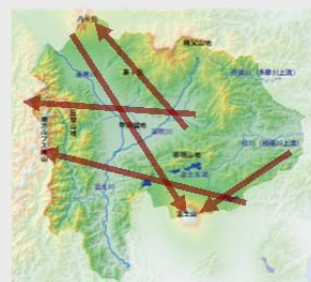
#### 4 山地・渓谷エリアにおける大観

・急峻な地形の山地が続き、沢、河川上流部が流れ、山間の限られた土地に、集落、農地が展開する山地・渓谷景観です。



#### 5 1 ~ 4 を越えて県土を縦横断的に望む大観

・八ヶ岳南麓から富士山や、勝沼周辺から南アルプス連山への眺めなど、甲府盆地を越えて県土を南北、東西方向に一望できる眺望景観です。



## (2) 山梨の大観を捉える意義

- ◆ 山梨の大観は、山梨の県土と県民・来訪者をつなぎます。



- ・大観を眺め、意識することにより（点線矢印）、自分の周辺環境（オレンジ色）だけでなく、広く県土（薄水色）を意識する（つながる）機会が生まれます。
- ・特に来訪者の方々には、山梨県をよく知っていただく良い機会になります。

- ◆ 山梨の大観をまちづくりに取り込むことは、山梨県らしい景観の形成につながります。



- ・「山梨の大観」を活かしたまちづくりは、山梨らしい、その土地ならではの景観形成につながります。

山梨ならではの、その土地ならではの景観形成

- ◆ 山梨の大観を保全、活用することは、広域的景観形成の取り組みにつながります。



- ・「山梨の大観」は、複数市町村を跨って広がります（写真の場合、笛吹市、甲州市、山梨市）。
- ・広域的景観形成を通じて、観光振興等、広域的な取り組みの展開が期待されます。

## (3) 山梨の大観を生かした美しい県土づくりのあり方

### ●魅力的な「身体座」の創出による地域振興

- ・山梨の大観を望むことができ、かつ、山梨県の歴史・文化を物語る視点場は、ゆったりと座ることができ、観る人々の体を心地よく包み込む空間とすることが望まれます。
- ・「山梨の大観」では、このような視点場を「身体座」（次頁参照）と表現しています。
- ・また、「身体座」は施設内の空間だけでなく、次項に示す写真のように、縁側や建物のテラスも魅力的な「身体座」にすることが可能です。
- ・魅力的な「身体座」の創出は、「施設内からの景観づくり」といえます。「山梨の大観」を積極的に活用することは、施設の魅力を増進し、来訪者に山梨県の魅力を伝えるとともに、地域の活性化にも寄与します。

### 【身体座】

「身体座」とは、居心地が良く見はらしに恵まれた人間の居場所、「寄る辺」です。「寄る辺」は単なる空間だけでなく、その場で飲食も可能な空間です。

具体的には、以下のような空間です。

- ◆ベンチなどに座ることができ、東屋や木陰など、日差し等を遮るものがある空間
- ◆宿泊・レクリエーション等観光施設のロビーや庭園、レストランの客席等店舗空間 等

例えば、下図のように、「身体座」は座敷に接する縁側であり、「大観」は縁側からの庭の眺めです。



納涼床から賀茂川、京都の街なみへの眺め  
写真撮影：山田圭二郎氏



円通寺御幸御殿から比叡山方向への眺め  
写真撮影：山田圭二郎氏

---

## 掲載写真の提供元一覧

### 「表紙の写真」

- ① 春：釈迦堂遺跡から望むモモ畑の風景（笛吹市提供）
- ② 夏：甲斐市の敷島棚田の風景（甲斐市提供）
- ③ 秋：甲州市の干し柿作りの風景
- ④ 冬：河口湖北岸から望む富士山の風景（富士河口湖町提供）

### 「本文の写真」提供元

- 「P1」(写真：1.1)：南アルプス市、(写真：1.2)：富士河口湖町  
「P2」(写真：1.3)：山梨県都市計画課、(写真：1.4)：甲府市  
「P7」(写真：2.1)：甲州市、(写真：2.2)：早川町  
(写真：2.3)：甲州市  
「P8」(写真：2.4)：富士吉田市、(写真：2.5)：山梨県治水課  
「P9」(写真：2.6)：道志村  
(写真：2.7)：山梨県森林整備課、(写真：2.8)：山梨県森林整備課  
「P10」(写真：2.9)：甲州市、(写真：2.10)：山梨市  
(写真：2.11)：甲州市、(写真：2.12)：小菅村  
「P11」(写真：2.13)：山梨市、(写真：2.14)：甲斐市  
(写真：2.15)：やまなし観光推進機構  
「P12」(写真：2.16)：富士河口湖町  
(写真：2.17)：山梨県道路管理課  
「P13」(写真：2.18)：山梨大学大学院教授大山勲氏  
(写真：2.19)：松山樹脂富士河口湖工場、(写真：2.20)：鳴沢村  
「P14」(写真：2.21)：北杜市、(写真：2.22)：道志村  
「P15」(写真：2.23)：南アルプス市、(写真：2.24)：上野原市  
(写真：2.25)：都留市、(写真：2.26)：山梨県企業局電気課  
「P16」(写真：2.27)：甲斐市  
「P17」(写真：2.28)：中央葡萄酒(株) 明野・三澤農場、(写真：2.29)：NPO 法人えがおつなげて  
「P18」(写真：2.30)：甲府市、(写真：2.31)：甲府市  
「P19」(写真：2.32)：河口浅間まちづくりの会、(写真：2.33)：上高砂区及び上高砂まちづくりプロジェクト  
(写真：2.34)：八ヶ岳南麓風景街道の会、(写真：2.35)：甲州市  
「P20」(写真：2.36)：中央市、(写真：2.37)：笛吹市  
(写真：2.38)：富士河口湖町、(写真：2.39)：甲州市  
「P21」(写真：2.40)：山梨県林業振興課、(写真：2.41)：山梨県広聴広報課  
(写真：2.42)：甲州市、(写真：2.43)：甲州市  
「P22」(写真：2.44)：甲州市、(写真：2.45)：山梨市  
「P23」(写真：2.46)：甲州市、(写真：2.47)：富士川町  
(写真：2.48)：山梨県林業振興課  
(写真：2.49)：山梨県林業振興課  
「P24」(写真：2.50)：上高砂区及び上高砂まちづくりプロジェクト、(写真：2.51)：河口浅間まちづくりの会



美の郷やまなしづくり基本方針  
～風土の継承と創生～

平成 27 年 2 月

山 梨 県

---

山梨県県土整備部県土整備総務課 美しい県土づくり推進室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号

TEL 055-223-1325 FAX 055-223-1857

